



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年1月17日火曜日 第2334号

## ◇ 目 次 ◇

道路の区域変更（県道大三島環状線）	19
道路の供用開始（ " ）	19
建設業者の許可の取消し	19
町営土地改良事業の施行の同意	20
町営土地改良事業の施行の同意	20

## 正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1414号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中	20
平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1415号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中	20

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1416号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中	20
平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1417号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中	20
平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1418号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中	21
平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1419号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中	21
平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1420号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中	21
平成23年12月27日付け第2331号愛媛県告示第1500号（道路の供用開始（県道落合久万線外））中	21

## 告 示

### ○愛媛県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3846番地先から 同町盛3851番地先まで	旧	メートル 6.0～12.0	キロメートル 0.093	
			新	11.0～22.0	0.093	

### ○愛媛県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年1月17日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市上浦町盛3846番地先から 同町盛3851番地先まで	平成24年1月17日

### ○愛媛県告示第71号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年1月17日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
（般-19）第12759号	平成19年 8月3日	（株）ミタニ設計	西岡 由美	伊予市上三谷2216-3	平成23年 12月2日	機械器具設置工事業	建設業の廃止

( 般 - 19 ) 第12750号	平成19年 8月3日	( 株 ) 松年社	渡部 一郎	松山市朝生田町4 - 7 - 27	平成23年 12月6日	電気工事業	建設業の廃止 ( 一部 )
( 般・特 - 20 ) 第1640号	平成20年 11月26日	マルミ通信機器 ( 株 )	島田 保廣	松山市南吉田町1510 - 1	平成23年 12月14日	電気工事業 電気通信工事業	建設業の廃止
( 般 - 22 ) 第7549号	平成23年 3月26日	吉岡塗装	吉岡 勝平	伊予郡松前町大字西高柳 300 - 4	平成23年 12月21日	塗装工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第72号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町長から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・論田地区）の施行に平成24年1月6日同意した。

平成24年 1月17日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

○愛媛県告示第73号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町長から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・川登地区）の施行に平成24年1月6日同意した。

平成24年 1月17日

愛媛県南予地方局長 山本 龍典

正 誤

○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1414号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
1007	右欄 下から18行目 及び17行目	土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項

○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1415号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
1008	左欄 上から1行目 及び2行目	土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項

○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1416号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
1008	左欄 上から20行目 及び21行目	土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項

○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1417号（町営土地改良事業の計画の変更等の関係書類の縦覧）中

ページ	箇所	誤	正
1008	左欄 下から14行目 及び13行目	土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び第48条第9項	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項

○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1418号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中

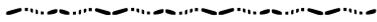
ページ	箇 所	誤	正
1008	右欄 上から7行目	土地改良法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法



○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1419号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中

ページ	箇 所	誤	正
1008	右欄 上から26行目	土地改良法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法



○正 誤

平成23年12月9日付け第2326号愛媛県告示第1420号（町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧）中

ページ	箇 所	誤	正
1008	右欄 下から8行目	土地改良法	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法



○正 誤

平成23年12月27日付け第2331号愛媛県告示第1500号（道路の供用開始（県道落合久万線外））中

ページ	箇 所	誤	正
1054	表 供用開始の区 間欄中 上から1段目	直線	直瀬
〃	表 供用開始の区 間欄中 上から2段目	直線	直瀬

〃	表 供用開始の区 間欄中 上から3段目	直線	直瀬
---	------------------------------	----	----